

特別支援教育の推進に関する調査協力者会議（14回）

平成21年6月23日（火）

## 『特別支援学級の役割と現状そして課題』

全国特別支援学級設置学校長協会

会長 瀧島 順一

（練馬区立大泉中学校長）

### 特別支援教育＜学校教育法＞

（特別支援学級に係る項）

（学校教育法第81条）

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、**障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。**

（学校教育法81条2項）小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、**特別支援学級**を置くことができる。

- 一 知的障害者
- 二 肢体不自由者
- 三 身体虚弱者
- 四 弱視者
- 五 難聴者
- 六 その他障害のある者で、**特別支援学級**において教育を行うことが適当なもの

（学校教育法81条3項）前項に規定する学校においては、疾病により療養中の児童及び生徒に対して、**特別支援学級**を設け、又は**教員を派遣**して、教育を行うことができる。

特別支援教育＜学校教育法施行規則・第八章＞教育課程

(通級指導に係る項)

(第百四十条)

小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において、次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。）のうち当該障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、…… 特別の教育課程によることができる。

- 一 言語障害者
- 二 自閉症者
- 三 情緒障害者
- 四 弱視者
- 五 難聴者
- 六 学習障害者
- 七 注意欠陥多動性障害者
- 八 その他障害のある者で、……

(第百四十一条)

…… 教育課程に係る授業とみなすことができる。

特別支援学級及び児童生徒在籍数

平成 20 年度 学級数 40,004 学級

(学級) 児童生徒数 124,166 人

(通級) 児童生徒数 49,685 人

合 計 173,851 人

この児童生徒の教育活動をいかに充実した内容とするか。

…個の違いのなかで…

第1章 総則

第1 教育課程編成の一般方針（文章より抜粋）

1. 人間としての調和のとれた育成。（人格の形成）
2. 生きる力をはぐくむ。
3. 基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得。
4. 思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくむ。
5. 主体的に学習に取り組む態度を養う。
6. 個性を生かす教育の充実。
7. 言語活動の充実。
8. 家庭との連携。
9. 児童・生徒の学習習慣の確立。
10. 道徳教育の充実。

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

2－（8）障害のある児童生徒などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別にすることなどにより、個々の児童生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

特に、特別支援学級又は通級による指導については、教師間の連携に努め、効果的な指導を行うこと。

（14）学校がその目的を達成するため、……… 障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習や高齢者などとの交流の機会を設けること。

## 特別支援学級の役割

<一人一人のニーズに応える教育支援の充実を図るために>

1. 個別の指導計画の作成。
2. 個別の教育支援計画の作成。

<教育計画等の作成>

1. 個に応じた基礎的、基本的な指導計画・指導内容。
2. 個に応じた自立活動の指導計画・指導内容。
3. 個に応じた進路指導の計画。
4. 体験的な学習活動の指導計画（職業体験等）。
5. 交流及び共同学習の継続的な実践計画。
6. その他、教育活動全般に関わる指導計画。

## 特別支援学級及び通級指導の課題

児童生徒の能力差等（知識、理解、思考判断、行動）の違いから生じる課題

<教育課程、指導計画>

<固定学級>

1. 個別の指導計画及び個別の教育支援計画の作成について
2. 教科の指導計画と評価・評定の関連性について
3. 継続的な交流及び共同学習の計画について
4. 進路指導の充実及び体験的学習の重視について

<通級指導>

1. 弱視・難聴学級の教員の高齢化
2. 自閉・情緒障害等の学級における教員の指導技術の専門性

<共通>

1. 教師の専門性

## 小・中学校における特別支援教育の現状

全国の小・中学校（固定学級・通級指導教室）では特別支援教育について充実した教育活動が実践・展開されている。

また、通常学級に在籍する発達障害のある児童生徒の特別支援教育も着実に進んでいる。課題は少なくないが、教師は積極的に研修に参加するなど、生徒、保護者の期待に応えられるよう真摯に努力している。

このことは、各地区教育委員会が積極的に研修の機会を設けるなど適切な対応の成果である。これからも特別支援学級を設置する小中学校は、「教育の目標」に照らし合わせ、設置学級として特色ある教育活動を展開する。

さらに、これからはすべての教員が発達障害のある児童生徒の教育活動、指導方法等について研修を深めることが必要となった。